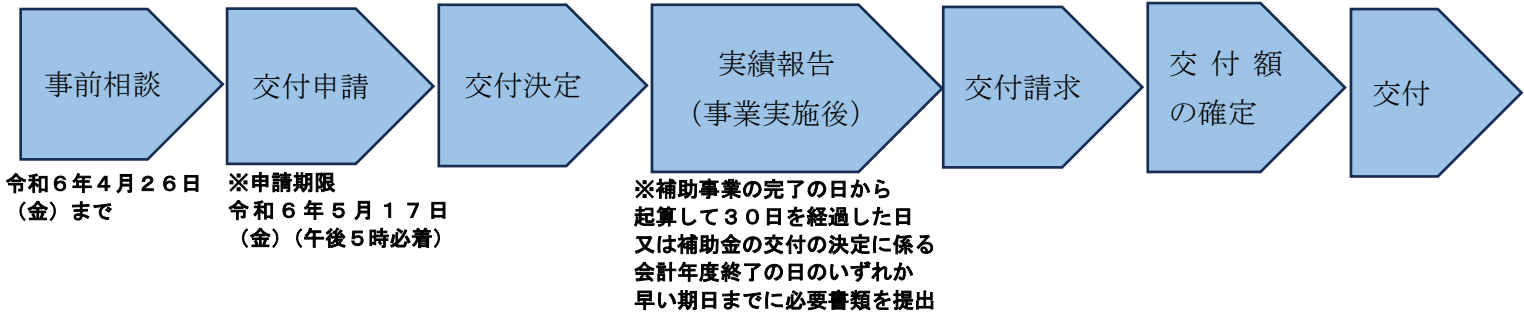


令和6年度国際スポーツ競技大会支援事業 補助金交付に係る手続

1 手続の流れ



※補助事業の対象として要件を満たした場合でも、予算額の都合により、交付額が申請額を下回る場合があります。

2 提出書類

(1) 事前相談時 **※申請を検討されている場合は、必ず事前相談をお願いします。**

- ・国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱の第2条(補助対象団体)及び第3条(補助対象事業)に記載されている要件を満たすことが分かるもの(第1号様式のうち別紙1の1団体に関する調書を活用しても可)
- ・大会の概要が分かるもの(別紙3(別記第1号様式関係)実施計画書を活用しても可)

(2) 申請時

- ・第1号様式 国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付申請書
- ・別紙1の1、1の2、1の3、2、3(別記第1号様式関係)
- ・補助事業に係る歳入歳出予算書又は予算計上確約書
- ・補助事業に係る収支予算書
- ・事業内容が明確にわかるもの(企画書、仕様書等の写し)
- ・登記簿等、団体の種類及び根拠法令の事実を確認できる書類の写し
- ・参加者及び宿泊者数の分かる書類
- ・支出内容が分かる書類(設計書、見積書の写し等)
- ・その他参考となる資料

(3) 実績報告時

- ・別記 第4号様式
- ・別紙(別記第4号様式関係)
- ・補助事業に関する写真、資料等
- ・参加者及び宿泊者数の分かる書類
- ・支出内容が分かる書類(仕様書、見積書の写し等)
- ・その他参考となる資料

(4) 交付請求時

- ・別記 第5号様式
- ・補助対象経費の詳細が分かる請求書や領収書の写しなど
- ・その他参考となる資料

※上記のほか、必要に応じて資料の提出をお願いすることがあります。

【担当・問合せ】

千葉県 環境生活部 スポーツ・文化局
生涯スポーツ振興課 企画調整班
電話：043-223-2449
メール：chibasp03@mz.pref.chiba.lg.jp